

小美玉市指定給水装置工事事業者の指定更新について

水道法により工事事業者指定の有効期限は5年間となりますので、更新の手続きあたりましては、以下に記載した①～④の届出書類及び添付書類をご提出ください。

なお、有効期限を迎える事業者（注：下段のその他の注意事項を参照）には、郵送にて更新申請の案内通知をしますので、受付期間内（7月～9月まで）で手続きをしていただきます。

《提出書類》

- ① 様式第1号（指定給水工事事業者指定申請書）及び別表（機械器具調書）
- ② 様式第2号（誓約書）
- ③ 様式第3号（指定更新時確認書）
- ④ 様式第10号（給水装置工事主任選任・解任届出書）※変更がある場合のみ

《添付書類》

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・登録事項証明書（原本）・定款の写し	<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し (省略していないもの)
<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none">・給水装置工事主任技術者免状の写し・給水装置工事主任技術者証の写し（<small>（財）給水工事技術振興財団発行の写真入りのもの</small>）・事業所の位置図（市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの）、 周辺図（住宅地図の写し可）	

（その他の注意事項）

- ※ 指定工事店登録更新手数料として1万円の納入が必要となります。
- ※ 当市での更新手続きは毎年度7～9月頃のみ実施とさせていただきます。そのため、有効期限を迎える年で9月30日以前までとなる事業者は、前年の7月頃に更新手続きを案内させていただきます。2ヵ月後の9月までに更新手続きをお願いいたします。
なお、新しい有効期限は現在有効期限の5年後の月日まで指定されます。
- ※ 小美玉市指定給水工事事業者は、小美玉市のうち小川地域、美野里地域の指定となります。玉里地域の給水区域に関しましては、湖北水道企業団（☎0299-24-3232）での指定となります。